

品川区中小企業資金融資あっ旋に係る債権管理要綱

制定 昭和60年 9月28日 区長決定
要綱第38号
改正 昭和62年12月14日 要綱第76号
改正 平成 7年 4月 1日 要綱第 3号
改正 令和 3年 7月29日要綱第239号

(目的)

第1条 この要綱は、「品川区中小企業事業資金融資あっ旋条例（昭和47年品川区条例第15号。以下「条例」という。）」および「品川区中小企業事業資金融資あっ旋条例施行規則（昭和47年品川区規則第19号。以下「規則」という。）」に基づき区が管理すべき債権の回収事務につき必要な事項を定めることにより債権の保全を図ることを目的とする。

(管理すべき債権の範囲)

第2条 区が本要綱により管理すべき債権の範囲は、条例第8条により損失補償した公害防止設備資金、および緊急資金であつて、条例第9条により当該補償を行った金融機関より譲渡された債権とする。

(債務承認)

第3条 債務が譲渡された場合にあつては、債務者および連帯保証人に出頭を求め、「債務承認書（様式第1号、様式第1号の2）」により債務の承認をさせるものとする。ただし、第5条に規定する「品川区損失補償付事業資金等償還計画書」を提出した場合にあつては、この限りではない。

2 前項の場合にあつては、債権額を区が損失補償した金額とする。

(償還の方法)

第4条 一括償還を原則とする。ただし、債務者、連帯保証人の償還能力等からみて一括償還が困難な場合にあつては、その申出により分割償還によることができる。

(償還計画書)

第5条 債務者および連帯保証人の申出により、分割償還とする場合にあつては、債務者および連帯保証人から「品川区損失補償付事業資金等償還計画書（様式第2号。以下「償還計画書」という。）を提出させるものとする。

2 償還計画書の作成にあつて、その償還は原則として約定日を定めた月1回以上の償還とし、その期間は5年以内とする。

(償還の指導)

第6条 金融機関から債権が譲渡されたときは、その債権を適正に管理するため「債権管理カード（様式第3号、様式第3号の2）」を作成し償還状況を把握するとともに、償還の遅れている債務者、連帯保証人に対しては納付指導を積極的に行い、償還計画書どおり返済されるよう努めるものとする。

(償還遅滞者の扱い)

第7条 一括償還すべき者が一括弁済日に弁済をせず、または償還計画書を提出した者が約定弁済日に弁済をすることなく、相当期間経過した場合は、文書により督促する。

2 一括弁済日または約定弁済日から3か月を超えて弁済がない場合にあっては、原則として債務者および連帯保証人の出頭を求めるものとする。

3 前項の場合、債務者および連帯保証人の事情により、一定の期限を定めた償還計画書の再提出を求めることができる。

(支払命令の申立等)

第8条 債務者または連帯保証人に弁済能力があるにもかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、民事訴訟法第5編督促手続の規定による支払命令の申立および仮執行宣言の申立および仮執行宣言の申立をする。

(1) 第3条第1項および第7条第2項に規定する債務者または連帯保証人の出頭を求めたにもかかわらず、通知から相当期間経過しても出頭しないとき。

(2) 債務承認書または償還計画書を提出しないとき。

2 前項の申立後、弁済の申出等がある場合、一定の期限を定めた償還計画書の再提出等を求めるとともに、強制執行認諾文を付した債務弁済契約公正証書を作成するものとする。

(強制執行の申立)

第8条の2 前条の規定による督促手続完了後も相手方から弁済の申出等がなく任意履行を期待できないと判断される場合、次の各号の全てに該当する事由のあるときは、民事執行法第2章第2節の規定により強制執行の申立をする。

(1) 差押えうる財産があること。

(2) 第9条および第10条に規定する償還猶予および債務減免事由がないこと。

(償還の猶予)

第9条 債務者および連帯保証人が次の各号に該当する場合は、債務者または連帯保証人の申請により、償還の猶予を認めることができる。

(1) 債務者および連帯保証人が無資力に近い状態であると認められるとき。

(2) 債務者および連帯保証人につき災害等の事故が生じたことにより償還の猶予が止むをえないと判断されるとき。

(3) 債務者および連帯保証人の資産および債務の状況からみて、猶予が回収上有利であると認められるとき。

2 前項の申請は、「償還猶予額(様式第4号)」により申請する。

3 猶予の期間は、1年とする。債務者および連帯保証人が猶予期間経過時点においても第1項の事由に該当するときは、1回を限り期間の延長をすることができる。

4 猶予期間中は、6か月単位で現状の報告を求めることができる。

5 猶予期間満了後、債務者および連帯保証人は、直ちに第5条に基づく償還計画書を提出しなくてはならない。

(債務の減額または免除の申請)

第10条 条例第10条の規定により債務者および連帯保証人の債務を減額または免除する場合は、別記

減免基準に基づき実施する。

(減額または免除の申請)

第11条 債務者または連帯保証人が減額または免除を申請する場合は「品川区中小企業事業資金融資に係る債務・保証債務減免申請書(様式第5号)」を提出しなければならない。

(減額または免除の決定手続)

第12条 前条の規定による減額または免除の申請があったとき、または、減額または免除の必要があると認められるときは、その可否を決定し、「品川区中小企業事業資金融資に係る債務・保証債務減免可否決定通知書(様式第6号)」をもって通知する。

2 前項により減額した場合は、第3条から第9条までの手続により債権を管理する。

(不能欠損処分)

第13条 減額または免除した債権および「債権のみなし消滅に関する規程(昭和59年品川区訓令甲第22号)」により整理した債権については、不能欠損処分を行う。

付 則

この要綱は、昭和63年1月1日から適用する。

付 則

1 この要綱は、平成7年4月1日から適用する。

2 この要綱の改正前に損失補償した小規模企業特別事業資金については、第2条の適用をうけることとする。

(別記) 減免基準

- (1) 債務者（連帯保証人を含む。以下同じ。）が破産、和議、強制執行の手續に入りまたは、解散、清算を行い回収が不能であると認められるとき。
- (2) 債務者の死亡、失踪、行方不明、刑の執行により回収が不能であると認められるとき。
- (3) 滞納による差押処分があり回収が不能であると認められるとき。
- (4) 天災、事故、経済事情の急変により回収が不能であると認められるとき。
- (5) 債務者が区民税の滞納を受けているとき。
- (6) 債務者が疾病により業績不振となり、かつ当該疾病の回復が困難であると認められるとき。
- (7) 債務に比して債務者の収益が著しく貧弱なため回収の見込みがないと認められるとき。

様式第1号

債務承認書

私は、品川区中小企業事業資金融資あっ旋に係る 年 月 日付、金銭
消費貸借契約書に基づいて より金 円を借り受
けましたが、期限に弁済できず、 年 月 日に貴区より損失補償をして
いただき、現在、貴区に対して元本残 金 円ならびに延滞利息
金 円、合計 金 円の債務を負担していること
を承認します。

品川区長 あて

年 月 日

債務者 住所

氏名

様式第1号の2

保証債務承認書

私は、債務者 が、品川区中小企業事業資金融資あつ旋に係る 年
月 日付、金銭消費貸借契約書に基づいて より借り受けた債
務について連帯保証しましたが債務者が期限に弁済できず、 年 月 日
に貴区より損失補償をしていただき、現在、貴区に対して元本残 金
円ならびに延滞利息 金 円、合計 金 円
の連帯保証債務を負担していることを承認します。

品川区長 あて

年 月 日

連帯保証人 住所

氏名

様式第2号

品川区損失補償付事業資金等償還計画書

年 月 日

品川区長 あて

(借受人) 住 所

氏 名

事業所名

(連帯保証人) 住 所

氏 名

事業所名

品川区 資金融資あっ旋により から 年 月 日
元金 円を借入れましたが償還すべき下記金額が の
事由により償還が困難となり延滞しております。

私は、今後区に譲渡された債務につきまして、下記償還計画にもとづき、最大の努力をし遅滞なく履行することを、誓約し、ここに償還計画書を提出いたします。

なお、償還計画不履行のときは、法の定めるところにより処理されても異議ありません。

記

償還すべき金額 円

- ・ 年 月 日から毎月 円
- ・ 毎月 日までに支払

債権管理力ード1 (中小企業事業資金融資)

作成 年 月 日

氏名	M. T. S 債務者No.		登録番号		破産・更生・和議・整理・相続放棄・限定承認(年月日)	
	貸付日	年月日	元本	損失補償	償還計画書提出	償還計画の変更
本籍		年月日			年月日	変更年月日
業種	金融機関		利息		年月日	年月日
	資金種類		合計		毎月	年月日
住所	金額	円	事故	年月日	円	減額免除
			回収不能	年月日	円	減額免除日
保証人			譲渡	年月日	年月日	内容
						減額免除
保証人	氏名	住所	効	(備考)		
	M. T. S . . .	〒	起算日、中断日	原因	時効完成予定日	
(本籍)			
			
(本籍)			
			
回数	年月日	回収額	残	額	残	額
1			回数	備考	備考	備考
2			11	本人、保証人	本人、保証人	
3			12			
4			13			
5			14			
6			15			
7			16			
8			17			
9			18			
10			19			
			20			

様式第4号

償 還 猶 予 願

私は、貴区に対し品川区中小企業事業資金融資に係る債務・保証債務として、現在、
金 円を負担していますが、 の理由により償還が困難
です。

よって、 年 月 日までの間、償還を猶予されるよう願います。

品川区長 あて

年 月 日

債務者 住所

連帯保証人

氏名

様式第5号

品川区中小企業事業資金融資に係る債務・保証債務の減免申請書

年 月 日

品川区長 あて

債務者 住所
連帯保証人
氏名

下記のとおり、債務・保証債務の減免を願いたく、これを証明する書類を添えて申請
します。

記

1. 債務・保証債務の状況

(1) 貸付金額	金			円
貸付年月日		年	月	日
(2) 損失補償額	金			円
(内訳) 元本残額				円
延滞利息				円
損失補償年月日		年	月	日
(3) 既償還金額	金			円
(4) 未償還金額	金			円

様式第6号

品川区中小企業事業資金融資に係る債務・保証債務の減免可否決定通知書

年 月 日

債務者・連帯保証人

住所

氏名

様

品川区長

年 月 日付、「品川区中小企業事業資金融資に係る債務・保証債務の減免申請書」で申請のあった、標記のことについて下記のとおり減額・免除・棄却することに決定したので通知します。

記

(1) 旧債務額

(2) 減免額

(3) 新債務額

(4) 理由（棄却の場合）